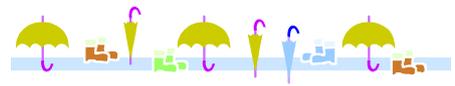


バナナ通信

🍌 第56号 🍌

～沖縄県内のNPO法人向けの情報誌～



今号の内容： 「貸借対照表の公告」開始に伴う定款変更について

注目!

- 2頁 定款変更届をご提出ください：全法人対象
- 3頁 定款変更届の記載例
- 4頁 ただし書きの記載例、その他の改正点



助成金情報

◇詳細は各団体へ直接お問い合わせするか、各団体のホームページをご覧ください

公益財団法人あしたの日本を創る協会
「あしたのまち・くらしづくり活動賞」

〔対象事業〕

みなさんの地域づくりの“元気の素”

〔応募締切〕2018年7月4日(水)

〔助成金額〕上限20万円

〔応募対象〕

地域住民が自主的に結成し運営している地域活動団体、または、地域活動団体と連携して地域づくりに取り組む企業、商店街、学校等。活動に2年以上取り組み、大きな成果をあげて活動している団体。

〔問い合わせ・申込み先〕

公益財団法人あしたの日本を創る協会

TEL: 03-6240-0778

詳細は下記参照

<http://www.ashita.or.jp/prize/index.htm>

公益財団法人都市緑化機構
「第38回緑の都市賞」

〔対象事業〕

ボランティアを基本とした緑化活動で、地域の社会か環境へ貢献するもの

〔応募期間〕

2018年4月1日(日)～6月30日(土)

〔助成金額〕上限20万円

〔応募対象〕

主に市民団体

(町内会・自治会等の地縁団体、NPO、学校の教師・児童・PTAの活動、病院の職員等)

〔問い合わせ・申込み先〕

公益財団法人 都市緑化機構内「緑の都市賞」係

TEL 03-5216-7191 FAX 03-5216-7195

詳細は下記参照

<https://urbangreen.or.jp/grant/3hyosho/green-city>



沖縄県内NPO法人555法人(5月1日現在)

沖縄県内認定NPO法人5法人(5月1日現在)

法人設立認証縦覧中の団体
0団体(5月1日現在)

解散法人 累計117団体(5月1日現在)
認証取消 累計 65団体(5月1日現在)

発行日：平成30年5月10日

発行：沖縄県NPOプラザ

(沖縄県子ども生活福祉部消費・くらし安全課内)

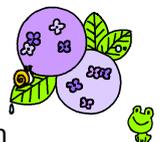
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2(3階)

TEL 098-866-2187 FAX 098-866-2789

E-mail: npo_plaza01@pref.okinawa.lg.jp

ホームページ

<http://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/shohikurashi/anzenkatsudo/test.html>





定款変更届をご提出ください



～ 対象：全ての法人 ～

平成28年の法改正により、毎事業年度終了後、「貸借対照表」を公告することが義務となりました。そのため、「貸借対照表の公告」について、定款に明記する定款変更の手続きが必要ですので、改めてお知らせします。



質問1:最初に何をしますの？

答え:まず初めに、法人の定款の「公告の方法」を確認してください

(定款の記載例) (公告の方法)

第〇条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。



質問2:次にどうしますの？

答え:公告の方法は、NPO法第25条第6項に規定される届出事項となりますので、定款に公告の方法を明記する必要があります。
総会で定款変更について議決のうえ、沖縄県NPOプラザへ定款変更届出書を提出ください。



<①～③の書類をご提出ください>



提出先 : 沖縄県NPOプラザ(沖縄県消費・暮らし安全課)

提出書類 [① 定款変更届出書 1部 ② 変更後の定款 2部
③ 議事録の写し 1部 (総会議事録のコピーに原本証明したもの)]



質問3:変更しないとどうなるの？

答え:上記の記載例のような定款の場合、貸借対照表の公告も掲示場と官報の両方に掲載することになり、経費がかかります。

(※官報への公告掲載は、法人自ら官報販売所へ申込、費用は有料です。)

※貸借対照表の公告を怠った場合は、20万円以下の過料の対象となります。



質問4:貸借対照表の公告にはどのような方法があるの？

答え:①官報に掲載、②日刊紙に掲載、③電子公告での掲載
④法人事務所の公の掲示場へ掲載、いずれかの方法で行います。



質問5:いつから貸借対照表の公告を実施する必要があるの？

答え:2号施行日(平成30年10月1日)時点で既に作成されている貸借対照表のうち最新のものを公告することになりますので、定款変更届出が済み次第、公告を行うことになります。

※遅くとも2号施行日(平成30年10月1日)までに定款変更の手続きを行ってください。



質問6:条文の「官報」に掲載する、の記述を削除してもいいの？

答え:「解散」、「清算中の破産手続き開始」に係る公告は、これまでどおり官報で行う必要があるため記述を省略しないでください。
(特定非営利活動促進法第31条の10第4項、第31条の12第4項)



質問7:具体的には、どうしたらいいの？

答え:下記を参考にご変更ください。

**(例)定款変更前の記載例**

(公告の方法)

第〇条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

※上記のように、すでにある条文に「ただし書き」で追加することで、
貸借対照表の公告方法を定めてください。

(例)定款変更後の記載例

(公告の方法)

第〇条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第 28 条の2第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、……行う。

……の部分は、法人の状況にあわせて、①～⑤のいずれかの方法を選んでください。

- ①官報に掲載して行う。
- ②沖縄県において発行する〇〇新聞に掲載して行う。
- ③この法人のホームページに掲載して行う。
- ④内閣府 NPO 法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。
- ⑤この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

**「法人の主たる事務所の掲示場に掲示する」方法を選択した場合の記載例**

第5号様式 (第7条関係)

記載例

定款変更届出書

平成 年 月 日

沖縄県知事 殿

特定非営利活動法人の名称
代表者氏名

法人印

下記のとおり定款を変更したので、特定非営利活動促進法第 25 条第 6 項 (同法第 52 条第 1 項 (同法第 62 条において準用する場合を含む。)) により読み替えて適用する場合を含む。) の規定により、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて届け出ます。

記

1 変更の内容

旧 (現行)	新 (変更後)
(公告の方法) 第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。	(公告の方法) 第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。 <u>ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表に係る公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。</u>

2 変更の理由

法改正により、公告の方法を変更したため。

- ・追加する部分に下線を引いてください。
- ・下線の部分は、選択した貸借対照表の公告方法を記載してください。

公告方法		ただし書き以降の記載例
有料	第1号・官報 (掲載年1回)	ただし、法第 28 条の2第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、官報に掲載して行う。
	第2号・日刊紙 (掲載年1回)	ただし、法第 28 条の2第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、〇〇県において発行する〇〇新聞に掲載して行う。
第3号 電子公告 (掲載:5年間) (注1)		【記載例1:法人のホームページを選択する場合】 ただし、法第 28 条の2第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。
		【記載例2:内閣府NPO法人ポータルサイトを選択する場合】 ただし、法第 28 条の2第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。
		【記載例3:事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法を定める場合】 ただし、法第 28 条の2第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、〇〇県において発行する〇〇新聞に掲載して行う。
第4号 (主たる事務所の公衆 の見やすい場所) 掲載:1年間		ただし、法第 28 条の2第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

(注1:電子公告について) 公告を掲載するインターネット上の場所を具体的に定款に定めてください
例:「この法人のホームページ」、「内閣府NPO法人ポータルサイト」等

【内閣府 N P O 法人ポータルサイト】は、無料で利用できます。

<https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/users/auth/login>

※内閣府 N P O 法人ポータルサイトとは

内閣府において、所轄庁の協力を得て、特定非営利活動法人(N P O 法人)に係る基本的な情報を一元的に管理し、市民・N P O 法人・企業等にインターネットにより情報提供するために管理・運営する N P O 法人情報のポータルサイトです。

その他の改正点

◇内閣府NPO法人ポータルサイトにおける情報提供の拡大(法第72条第2項関係)

・N P O 法人や所轄庁は、N P O 法人の信頼性の更なる向上を図るため、内閣府N P O 法人ポータルサイトにおいて積極的な情報の公表に努めるよう努力義務が規定されました。

(参考)内閣府N P O 法人ポータルサイトのご利用について

<https://www.npo-homepage.go.jp/news/160901news-npo-info>

◇事業報告書等の備置期間の延長(法第28条関係)

・事業報告書等を事務所に備え置く期間が、これまでの約3年から約5年になりました。

* 対象書類・前事業年度の事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、年間役員名簿
社員名簿(前事業年度末日における社員のうち10人以上の者の氏名等を記載した書面)



◇役員報酬規定等の備置期間の延長(法第54条第2項)

・役員報酬規定等を事務所に備え置く期間が、これまでの約3年から約5年になりました。

※改正内容の詳細は内閣府N P O ホームページ「<https://www.npo-homepage.go.jp/kaisei>」を参照ください。